

財 関 第 202 号
平成24年2月28日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年条約第2号）の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成24年3月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

税関様式C第5290-13号の次にC第5290-14号として別紙3を加える。

税関様式C第5291-2号の次にC第5291-3(1)号として別紙4及びC第5291-3(2)号として別紙5を加える。

税関様式C第5295号の次にC第5295-1号として別紙6を加える。

(了)